

令和2年度河川・海岸愛護月間の実施について

道路河川管理課

1 要 旨

身近な自然空間である河川と海岸の良好な環境を保全・創出するためには、河川・海岸の愛護に関する基本的な考え方の普及を図り、国民の理解を深めて広く協力を求めるなどの必要があるため、国、都道府県及び市町村は7月を「河川・海岸愛護月間」と定め、河川・海岸愛護運動を実施している。

この趣旨に沿って、期間中に市町や関係機関と連携して、河川及び海岸の愛護に関する広報・啓発など、河川・海岸愛護運動を推進する。

2 期 間

令和2年7月1日（水）～7月31日（金）

3 運動のテーマ

河川 「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」

海岸 「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」

4 活動予定

（1）海岸の点検

海水浴場として利用される県が管理する長瀬海岸（江田島市）等の人工海浜4施設を、関係建設事務所職員が海開きの前に巡視して目視により施設の異常の有無の確認を行い、利用者の安全を図る。

（2）広報活動の推進

県庁舎及び市町役場での懸垂幕の掲出、ポスターの掲示、広報紙の配布等

（3）河川清掃団体の表彰（クリーン太田川実行委員会（構成：国土交通省、広島県、太田川沿川市町等）主催）

地域の環境美化と地域社会の健全な発展のため啓発活動に寄与し、継続して太田川一斉清掃に参加している団体に対して表彰を行う。

※なお、例年7月第4日曜日に実施している「クリーン太田川一斉清掃」については、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止する。